

理論編

～考え方の基本です～

学校における福祉教育。

学校では、以前から福祉に関する教育に取り組んできました。特に総合的な学習の時間が導入されてからは、「生きる力」を育むために、福祉や環境など、身近な生活課題を取り上げた学習を行っています。

そこでは、福祉もひとつのテーマになっているわけですが、現状の取り組みとしては、どのようなになっているのでしょうか？



実際に、多くの先生が高齢な方や障害を持つ方に接することなく生活している現状において、学校が子ども達に“福祉”を伝えるためには、どう理解し、どういった取り組みをしていけばよいのでしょうか。

★学校が福祉教育に取り組むために！

◆ POINT 1 限界を知る！

まず、福祉教育とは、学校のなかだけで完結できないことを知る！そして、学校での取り組みに限界を感じたら、以下の3つを視野にいれ、限界を乗り越えましょう。

- ⇒学校での学びを、家庭に広げる
- ⇒学校での学びを、地域へ広げる
- ⇒学校での学びを、社協につなげる

ポイントは、先生だけで、学校だけで抱え込まないことです。“福祉”という分野は、多くの先生にとって、未知の分野です。学校だけで取り組もうとすると、先生がしんどい思いをすることになります。福祉は福祉の専門家に任せる勇氣も必要です。福祉教育とは、福祉と教育の専門家が手を取り合って取り組む必要があるのではないのでしょうか。

また、福祉教育の効果を学校だけで得るのが難しいのは、福祉が生活に密着しているためです。だからこそ、地域や家庭にも広げていく必要があるのです。

◆ POINT 2 福祉教育の目的を知る！

福祉教育と、学校教育には、違いがあるのでしょうか。

知識を与えることのみが学校教育ではないのは、周知の事実です。そして、福祉教育が目指しているのは、ただの「生きるちから」ではなく、「ともに生きるちから」です。つまり、知識を知恵に変えるちからを育てていくのが、福祉教育に他ならないのです。

そう考えると、学校教育において、福祉教育に取り組むことはなんら、違和感のない取り組みになります。

福祉教育は、単に、“福祉”という媒体を使って、子どもたちの知識を知恵にかえる学びなのです。それは、環境をテーマにした学びでも同じことです。

ただし、“福祉”をテーマにするとき、忘れてはならないのが、“人間”の存在です。福祉を取り上げるとき、人間、そして人が生きるということを考えずして学ぶことはできません。

学校の先生が、福祉教育に消極的なのは、先生自身が福祉教育を学んでいないから、とも言われます。しかし、上に書いたとおり、福祉教育とは、知識が重要なものではありません。子どもたちが今持っている知識を最大限に活かし、知恵にかえる手伝いをするのが先生の役割であり、先生が答えを知る必要は無いのです。重要なのは、子どもたちが自ら考え、作り出していく力をそばで見守ることなのです。たとえば、生徒に「目が見えない人はどうやって暮らしているの？」と聞かれたとします。そこで、先生は盲導犬だとか、点字だとか、そのような知識を与える必要はないのです。生徒と同じ目線にたって、「どうしてかな、先生も知らないからいっしょに調べてみようか」と言えばいいだけなのです。答えを知っていても、与えずに子どもたちに考えさせることは、どんな授業でもやっていることです。その手法を、福祉教育でも活用していけば、おのずと福祉教育の目的もわかってくるのではないのでしょうか。

◆ POINT 3 学校が福祉教育に取り組むメリット！

学校における、教育課程に、福祉教育を取り入れることで、学校にどんなメリットがあるのでしょうか。学校教育における課題から、考えてみました。

- ①「誰が何をするか」ではなく、「誰のために何をするか」という人権尊重のコンセプトを計画の段階から取り入れることができる！
- ②振り返りを通して、自己の育ちを見出すことができる！
- ③プロセスを大切にすることで、効率ではなく効果をねらうことができる！

以上、3点が学校教育において、福祉教育に取り組む意義が見出せるところではないでしょうか。

社会福祉施設における福祉教育。

今、福祉教育が、学校教育をはじめ、地域、職場で行われる機会が増えてきています。そして、その福祉体験の場として、社会福祉施設が利用されています。地域の資源として、社会福祉施設が教育の場として活用されることは、地域福祉の向上を目指す観点からは、歓迎すべきことではあります。しかし、社会福祉施設は、施設を利用している人の生活や療養などを支援することが何よりの使命です。施設には、利用者があることを忘れてはならないのです。



では、福祉施設と福祉教育の関係性は、どんなものでしょうか。また、福祉教育が福祉施設にもたらすもの、福祉施設が福祉教育において果たす役割は何でしょうか。

★福祉施設が福祉教育に取り組むために！

❑ POINT 1 法的なアプローチ

社会福祉施設などの福祉事業についての規定は、「社会福祉法」により定められています。そして、さらに、その詳細は、各分野別の法体系により定められています。例えば、老人福祉法や介護保険法、あるいは児童福祉法や障害者福祉法などの法律です。

ここでは、主に高齢者福祉施設である「特別養護老人ホーム」を例にとって、特別養護老人ホームが、福祉教育に協力する法的な背景について整理します。

先にも触れましたが、社会福祉施設などの社会福祉事業の根幹は、社会福祉法により定められています。そして、その法第4条では、「地域福祉の推進」について記されており、地域住民、社会福祉事業者、福祉関係者等、それぞれに努力義務が定められています。この中の「社会福祉を目的とする事業を営業者」(福祉事業者)に社会福祉施設も含まれます。

それでは、この法第4条を社会福祉施設の立場から、考えてみましょう。(ただし、法律の解釈は、様々な見解がありますので、ここで説明するのは、そのひとつの解釈であると捉えてください。)

この法律では、社会福祉施設が地域住民や福祉関係者と協力して、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域において、その一員として日常生活を営み、あらゆる活動に社会参加できるよう、地域福祉の推進に努めなければならないことが記されています。このことから、次の2つの視点について考えることができます。

〈社会福祉法第4条〉

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努めなければならない。

I. 地域住民が主役の地域福祉

地域住民を主体として考えれば、その施設のある地域で暮らす人々が、老いを迎え社会福祉サービスが必要となったときに、スムーズに高齢者福祉サービスが利用できるような、地域づくりを行うこと、そのためには、施設の機能や施設の役割などを広く知ってもらうことが必要であり、その手段として、施設側から広報誌などで情報提供をしたり、地域住民対象に福祉教室や健康教室を開催したり、施設が地域住民であるボランティア活動者や体験者、福祉教育における学習者を受け入れ、施設理解を深めてもらう方法が考えられます。

社会福祉施設において、福祉教育の柱となるのは、「ボランティア受け入れ」「広報活動」「地域交流活動」「啓発・教育活動」であると言われています。このなかに、学校等への協力も包括されると考えられます(1)。

II. 施設利用者が主役の地域福祉

当然なことかもしれませんが、施設自体も地域の中にあると考えれば、施設を利用している人々も地域の一員であるといえます。その施設で暮らす地域の一員が、地域社会において生活を営む、すなわち、社会、経済、文化、あらゆる分野の機会に参加できるように努めなければならないという考え方です。そのためには、地域の中で、施設の理解や施設を利用すること、施設を利用されている人たちへの理解が必要となるでしょう。そのための手段として、施設が福祉教育に協力するという立場です。

〈介護保険法・厚生労働省基準省令〉

「指定介護老人福祉施設の基準(人員・設備・運営に関する基準)」第34条第1項
指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

※「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」30条にも同様の規定があります。

次に、特別養護老人ホームなどの介護保険施設が、福祉教育に協力することについてみてみましょう。

この省令によると、施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないとされています。この「地域に開かれた」という言葉が、キーワードとなります。

ここでは、施設が地域との交流を行う努力をしなければならないことが明記されています。この方法として、ボランティアの受け入れ、ボランティアとの協働がありますが、同じ地域にある学校と連携して福祉教育に協力することや、社会福祉協議会が企画する「夏のボランティア体験」などの受け入れもその一つと言えるでしょう。

◆ POINT 2 施設の地域化・社会化

「施設の地域化・社会化」には、施設機能そのものを社会に開かれたものにするのと、あるいはその地域にとって必要な社会資源となるような取り組みを意味し、また施設、特に入所施設における生活そのものを社会や地域から隔離されたものとしないうり組みが「施設の地域化・社会化」には込められています。

それでは、この「施設の地域化・社会化」への具体的な方策を考えてみたいと思います。

「施設の地域化」を大きく分けて4つに分類すると、(2)

①施設入所者が地域住民としての帰属意識を持てるような入所者の地域化

…施設利用者が施設利用を理由に地域社会から隔離されず、当然のことながら、地域住民として尊重されること

②施設の物理的・空間的設備それ自身が、地域住民の生活上、必要な物理的・空間的設備であり、それを地域住民が利用できるという意味での設備・空間の地域化

…施設を地域の社会資源と位置付け、施設の設備や機能を地域住民に開放すること

③施設に働いている専門的の力量を持っている職員が、地域住民として生活し、あるいは生活しないまでも、その有している専門的の力量が社会資源として地域住民に活用される、あるいは職員自身がボランティアとして活動するという点における施設職員の地域化

…施設機能だけでなく、施設職員の専門性を社会資源の一つと捉え、その専門性を施設内だけでなく地域に向けて機能させること

④施設がもつ、あるいは目的にしている機能を生かし、地域住民に総合的に福祉サービスの提供をはかるという意味での機能の地域化

この4つの視点から福祉教育を考えてみます。

社会福祉施設は、地域に根ざした施設を目指しています。しかし、その考え方は、施設によってそれぞれ異なります。そのため、地域に対する働きかけが、消極的な施設もあれば、積極的な施設もあるでしょう。しかしながら、その中には、施設利用者の生活を守るために、「ボランティア」と名のつくものをすべて受け入れるわけにはいかないという立場からの「消極的」もあります。ただし、施設運営において、「地域に根ざす」という方向性は、どの施設にも共通する課題であり、目標となっています。

この「地域に根ざす」とは、施設またはその機能が、その地域で必要とされる社会資源として、あるいは、その地域において暮らす人々の福祉的ニーズに結びつく資源として、施設が地域に密着するということが求められています。施設によっては、このこと自体が施設理念となっている場合も多いでしょう。これをボランティアの受け入れや福祉教育への協力から考えてみると、社会福祉施設が福祉教育の場として協力することは、施設設備、機能を地域に開き活用することであるといえます。施設が教育の場となり、施設から「福祉」が学習者を通し、地域に発信されれば、社会福祉施設が、その地域における福祉の発信拠点となりうる可能性を秘めています。

また、「施設の地域化・社会化」の施設側の戦略として、行政への働きかけ、地域の基盤作り、地域の人々の意識改革、福祉ネットワークの構築、施設の小規模分散化、施設利用者のQOLの向上、施設設備の開放化、サービス機能及び対象者の拡大、地域生活サポート機能の充実、当事者組織の育成と強化、主体性の醸成、技術の習得が、その方法として考えられるといった研究報告もあります(3)。このことから、福祉教育への協力は、地域の基盤作り、地域の人々の意識改革、福祉ネットワークの構築、施設設備の開放などに包括される、施設の「地域化・社会化」への戦略であるといえます。

施設の設備や機能を教育の場として提供することは、その地域の福祉を向上させることとして、取り組まなければならないことですが、しかしながら、施設利用者の生活、施設利用者そのものを教材化してよいのか、という疑問があります。社会福祉施設は、施設を利用している人たちの生活、あるいは介護・療養生活等を担う使命がある。このことが、最大の役割であると考えます。もし、福祉教育で訪れる学習者が、施設を利用している人々の生活や療養を侵すことになれば、学習者は権利の侵害者となることでしょう。確かに、学習者は施設を利用している人々からは、多くの学びを得ることでしょう。しかし、施設利用者は、教材ではないということを忘れてはなりません。

◆ POINT 3 社会福祉施設と諸機関との連携

社会福祉施設における福祉教育には、社会福祉施設が地域住民に対して開催する福祉教室・健康教室・介護教室などの福祉教育もありますが、ここでは、学校教育において社会福祉施設が福祉教育を受け入れ協力する立場から諸機関との連携について考えてみたいと思います。

福祉教育を行うなかで、学校が社会福祉施設へ訪問を依頼する場合、直接、施設に申し込む場合と、社会福祉協議会ボランティアセンターなどを経由して依頼する場合があります。学校と社会福祉施設の2者の関係が構築できていれば問題はありません。しかし、この両者に調整が必要な場合は、第三者が必要となるでしょう。この役割を果たすのも社会福祉協議会のボランティアセンターです。特に学校の場合、どの施設に依頼したらいいのかわからない場合や、学校内に福祉体験を調整する機能が備わっていない場合は、社会福祉協議会ボランティアセンターの活用が有効的です。

しかし、この連携は、施設や学校、機関の連携、すなわち組織と組織のつながりを意味していません。単なる連絡網の整備ではなく、本当に構築しなければならないのは、人と人とのつながりです。そのためには、この福祉教育に関わる人々、例えば、教員、生徒、施設職員、施設利用者、そして、場合によればコーディネートを担う第三者が、同じテーブルにつくこと、「結びつけの場」が用意されなければなりません。この連携を構築しなければ、本当の意味での連携を築くことはできないでしょう。

POINT 4 社会福祉施設の実際

ここでは、施設が福祉教育を積極的に受け入れる立場から展開しましたが、もちろん消極的な立場もあります。実際に社会施設が、これを積極的に行おうとするには、多くの課題や問題があるのも事実です。ここでは、どんな問題があるのか考えてみましょう。よく施設側から問題として聞かれるのが、「学校からの一方的な依頼、押し付け」「福祉体験そのものを任せきりにされる」「施設への訪問や体験することの目的が不明確」「ボランティアなのか学習なのか」といった声です。施設を訪問する目的、体験内容など明確にしておく必要があります。

施設側の負担ということも課題としてあげられます。例えば、通常、社会福祉施設等には、法的に決められた運営基準があり、人員・設備・運営など、それぞれに「基準」が詳細に決められています。人員基準によりスタッフが配置され、運営基準で決められた業務を最低限、遂行しなければなりません。通常、介護保健施設であれば、業務の中心となる介護職員の数は、利用者3人に対し1人の介護職員の配置となっています。しかし、現実には介護職員も労働者なので、休暇や有給休暇もあるでしょう。また、夜勤など交替勤務を考えれば3対1よりも、もっと少ない人数で日々の業務が行われていると言っても過言ではありません。このような状況の中で、主業務以外に福祉教育を請け負い、施設職員に負担をかけることは、利用者へのサービス低下を招いたり、労働者である施設職員に本来の業務以外の負担をかけることにも成りかねません。

しかし、学校側にも学校の事情があることでしょう。例えば、学習指導要領等によりボランティア体験や福祉体験に取り組まなければならないのに、学校には必ずしも福祉教育の専門家がいるわけではなく、教員自身も教員養成課程において、福祉系科目を履修しているとは限りません(4)。なぜならば、教職課程では、福祉系科目は必須とされていないからです。このような中で、福祉教育を担当し、実践するには教員の側にも限界があります。しかし、必ずしも学校教員が福祉専門職になる必要はありません。福祉専門職とのコラボレーションが必要だという考え方もあります(5)。お互いの専門性を補うということです。すなわち、福祉教育を学校と施設が積極的に行おうとする場合、教員は学習指導に専門性を発揮し、福祉専門職である施設職員が、施設での体験学習に福祉の視点で関わることです。

しかしながら、その社会福祉施設においても、福祉教育担当者の課題があります。施設ではボランティアコーディネーター等が福祉教育の受け入れを担っています(6)。しかし、このボランティアコーディネーターが必ずしも配置されているとは限りません。なぜならば、ボランティアコーディネーターは、生活相談員や看護師、介護職員のように必ずしも配置しなければならない職種ではなく任意の係りであるため、施設によりその状況が異なっています。

このように福祉教育を実践レベルで考えると、未解決な問題が多々存在しています。しかし、前述で指摘しましたが、一番の課題は、施設利用者は学習者の教材化にされてはならないということです。確かに学習者は、施設利用者からは多くの学びを得ることでしょう。しかし、施設利用者は、施設で福祉サービスを受けている権利主体者なのです。では、どうすればよいのでしょうか。その一つの答えとして、双方向な関係づくりがあります。すなわち、学校・教員、生徒(学習者)、施設・施設職員、施設利用者が一方通行的な関係にならないよう、双方向な関係の構築を目指すことであり、施設利用者が求めているボランティアニーズに体験学習の活動を結びつける努力が必要なのです。このことは、体験学習の場に施設利用者が参加することのメリットを用意することでもあります。また、これと同時に、体験学習の場に不参加する権利も当然、認めなければなりません。そして、身体的事情から自らの意志を口にできない利用者の声なき声を施設職員は代弁することも求められるでしょう。

学習者が行う行為が善意の押し付けとならないように、そして、施設利用者が社会福祉サービス

を受ける権利を侵されないように取り組まなければなりません。このことを一番注意しなければなりません。双方向的な関係での福祉体験を目指すことが大切なのです。

註・引用・参考文献等

- (1) 阪野貢著『福祉教育の創造』相川書房、1992年、p169
- (2) 大橋謙策著『地域福祉』放送大学教育振興会、1999年、pp155-167
- (3) 深谷美枝・井上浩・原久美子「施設の社会化の戦略—社会福祉施設実践の質的分析」『社会学・社会福祉学研究・110』明治学院大学社会学会、2001年、pp197-223
- (4) 西尾祐吾・上續宏道著『福祉教育の課題』晃洋書房、2000年、pp31-49
- (5) 原田正樹「地域に福祉教育を学ぶ場と仲間を」『NHK社会福祉セミナー』2003年、7-9月号、p8
- (6) 新崎国広「福祉教育における施設ボランティアコーディネーションの役割と可能性」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報』vol.7. 2002年、pp172-193

社会福祉協議会における福祉教育。

社会福祉協議会は、地域の福祉を推進するため、その基盤作りとして、以前から福祉教育に取り組んできました。

自分たちが暮らしている地域をよりよい地域にするためには、地域住民自らが地域の問題に気づき、解決していく力をつけなければなりません。そのために、社会福祉協議会は、住民が福祉について学習する機会を提供し、住民による地域福祉の推進を支えてきました。

つまり、社会福祉協議会の使命である「地域福祉の推進」を考えると、福祉教育を抜きにしては考えられません。社会福祉協議会の活動における基盤は”福祉教育”にあると言っても過言ではないのです。

ところが、社会福祉協議会で取り組まれている多くの事業において、福祉教育が基盤となっていることが明確にされていないのが現状です。



それでは、社協活動の基盤としてどのような福祉教育事業が取り組まれているのでしょうか。また、現状における課題は何でしょうか。

★社会福祉協議会が福祉教育に取り組むために！

◆ POINT 1 福祉教育は社協活動の基盤！

福祉教育は、社協活動の基盤です。社協は地域福祉推進の一環として、基盤である福祉教育に取り組むことが必要になってきます。

たとえば、地域に福祉委員等を創設する取り組みを社協が進めようとする場合、地域住民にその必要性を理解してもらうために、住民の福祉意識を高めていかなければなりません。その必要性を理解してもらう取り組みが、福祉教育と言えるのではないのでしょうか。

社協が福祉教育に取り組む意義を理解したとき、学校が取り組む福祉教育実践に社協が関わる必然性もおのずと見えてくるはずです。子どもという地域住民に福祉を伝えることは、現在から将来にわたって地域福祉を担う人材を育てることに他なりません。

◆ POINT 2 ボランティアセンターが福祉教育に取り組むわけ！

多くの社協がボランティアセンター事業として、福祉教育に関する事業に取り組めます。

社協活動のなかで、ボランティアセンターが果たすボランティアの養成や支援は、地域の福祉力を高め、地域福祉を推進する重要な役割を担っています。つまり、ボランティアを養成することも住民の福祉意識を高めていく福祉教育活動であると言えるのです。

さらに、福祉教育において、ボランティア活動は欠かせません。ボランティア活動を通して、福祉の実際を学ぶことができます。このことは、福祉教育事業としてもっとも社協で取り組まれている、昭和53年より開始されたボランティア協力校事業にも現れています。

◆ POINT 3 地域で福祉教育を実践すること！

近年、社協が取り組む福祉教育事業では、学校における福祉教育から、地域における福祉教育へとシフトされてきています。特に、学校における福祉教育として、ボランティア協力校事業が注目をあび、福祉教育といえばボランティア協力校事業と認識されるようになり、そのために福祉教育そのものが、子ども達だけを対象としているように思われてきました。

そこで、地域における福祉教育という、子どもから大人までを対象とする福祉教育へと移行する必要性が言われるようになりました。しかし、実際に地域における福祉教育とはどんなものなのでしょうか。現在でも取り組んでいるボランティア養成や、住民の地域福祉活動の支援と考えられるのではないのでしょうか。